

**第二期長野市子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】
案**

概 要 版

令和元年 11 月

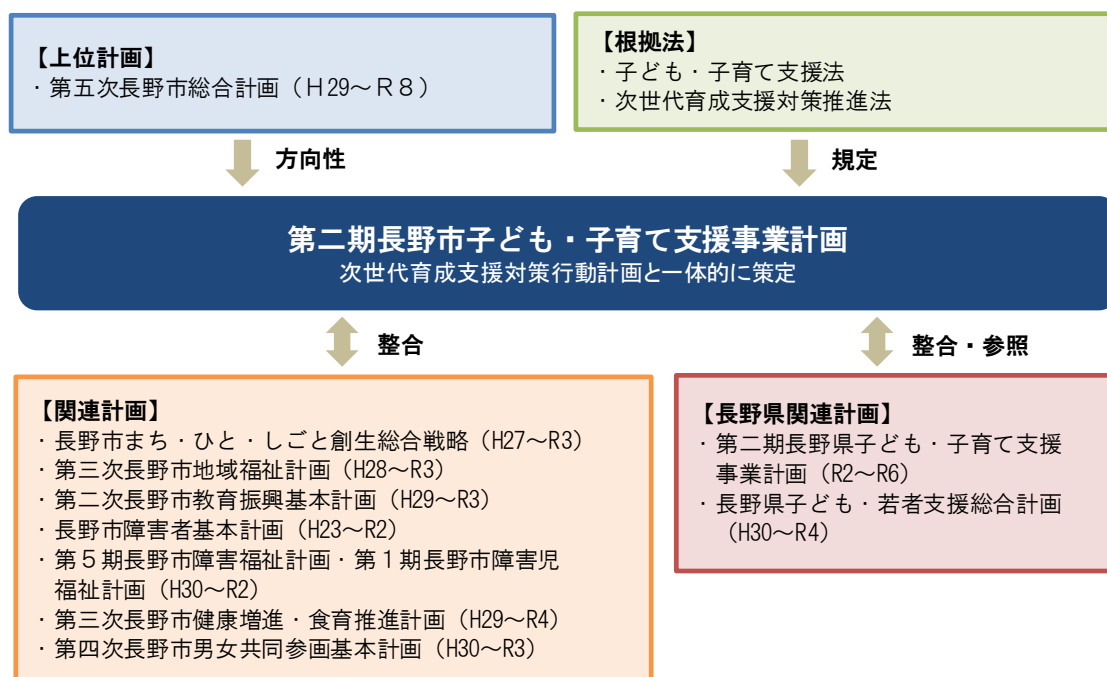
1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、新たな「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」を踏まえた計画です。
- 最上位計画である「長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図っています。
- 子どもの貧困対策推進法や児童福祉法、児童虐待防止法に基づく施策を包含しています。



(3) 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 社会情勢の変化や国の制度の変更、市の上位計画・関連計画の見直し、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年を目安として、事業や目標値等の見直しを実施します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ ～わくわく子育て すくすく子ども～

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

国・県の動向や本市が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、計画推進のための基本的な視点を以下のとおりとします。

- ① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す
- ② 全ての子どもの健やかな育ちを支援する
- ③ 連続性を踏まえた発達を支援する
- ④ 親としての成長を支援する
- ⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

(3) 成果指標

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

		現状値※1	目標値※2	
指標1	子育てが「楽しい」と感じる 保護者の割合	就学前児童	90.1%	91.0%以上
		小学生	85.9%	86.0%以上
指標2	子育てに「とても不安や負担」 を感じる保護者の割合	就学前児童	5.1%	5.0%以下
		小学生	5.1%	5.0%以下
指標3	合計特殊出生率	1.56	1.65以上	

※1：指標1・2は平成30年度、指標3は平成29年

※2：指標1・2は令和5年度、指標3は令和4年

3 施策体系

基本目標	基本施策	個別施策	
I 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする	① 結婚の支援	1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援	
	② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実	
II 子どもが健やかに育つよう子育てを支援する	③ 幼児期の教育・保育環境の整備	3 幼児期の教育・保育環境の整備	
		4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	
		5 認定こども園の整備促進	
	④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進	
		7 職員配置の充実	
		8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進	
	⑤ 障害児支援の充実	9 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実	
		10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化	
		11 特別支援教育の充実	
		12 障害等に対する理解促進	
	III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する	⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実	13 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実
			14 地域子ども・子育て支援事業の充実
15 経済的支援の充実			
⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実		16 ひとり親家庭の自立支援の推進	
		17 子どもの貧困対策の推進	
⑧ 児童虐待防止対策の充実		18 関係機関との連携及び相談体制の強化	
		19 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	
		20 地域や社会的養護施策との連携	
IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する	⑨ 地域における子育て支援の推進	21 子育て支援ネットワークづくり	
		22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化	
	⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進	23 仕事と子育ての両立のための基盤整備	
		24 働き方の見直しの促進	

基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする

基本施策① 結婚の支援

■ 施策推進の背景と課題

- 価値観やライフスタイルの多様化等を背景に未婚化・晩婚化が進行し、50歳時未婚率が上昇しています。
- 結婚は個人の意思によるものですが、希望する結婚の実現が難しい社会であるとの意見もある中で、少子化対策として結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。
- 本市においても、若者の結婚を支援するための課を設置し、結婚や子育てについて考える機会の提供、出会いの場づくり及び独身者の自分磨きなどの各種講座の開催等を通して結婚支援を行っています。
- 今後も若者の結婚に対する意識や課題等を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることができる取組の充実を図っていく必要があります。

個別施策1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援

若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。

<主な事業>

- ライフデザイン講座等の開催【新規】
- 社会人ライフデザインセミナーの開催【新規】

基本施策② 妊娠・出産期の支援

■ 施策推進の背景と課題

- 未婚化・晩婚化等に伴い出生数の減少とともに、出産年齢は上昇傾向にあり、不妊に悩む人もいます。また、核家族化が進む中、身近に支援者がいない家庭もみられることから、不安や悩みを抱える妊産婦や家族に対して、安心して妊娠・出産・子育てできるための支援が必要です。
- 国では、妊産婦及び乳幼児に対し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援の体制を構築するため、市区町村に令和2年度末までに「子育て世代包括支援センター」を設置するよう求めています。

個別施策2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実

妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター（専任保健師）を配置し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援をする「子育て世代包括支援センター」（ながの版ネウボラ）

を推進するとともに、妊婦健康診査・産婦健康診査やマタニティセミナーなどの母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

また、支援が必要な家庭等を早期に把握し、継続した相談支援を行うとともに、適切に関係機関や各種制度等へつなぐよう努めます。

さらに、妊娠を望む夫婦に対して、特定不妊治療にかかる経済的負担の軽減のため公費負担を実施します。

<主な事業>

○妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）【新規】 ○妊婦健康診査

○産婦健康診査【新規】 ○はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

※基本目標Ⅰ～Ⅳ（P5～P19）の<主な事業>で、事業名に【新規】がついている事業は、第一期計画に掲載がなく、第二期計画に新たに掲載している事業を示しています。

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する

基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備

■ 施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向の高まり等に伴い、保育ニーズが拡大しています。特に3歳未満児の利用者が増加しているほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用率が高まっており、ニーズに応じた教育・保育施設等の整備が求められています。
- 国は「子育て安心プラン」により、女性の就業率が80%に高まった場合でも対応できる受け皿の整備を進めています。また、企業主導型保育事業を創設し、多様な保育ニーズへの対応を図っています。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得した母親のうち、4割弱が年度初めの入園に合わせたタイミングで職場に復帰したいと回答しています。年度途中からの入園希望に対応できるように、保育士の確保に努めながら、適正な利用定員を確保していく必要があります。

個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。

各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

また、満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

<主な事業>

- 1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望） ○2号認定（保育利用）
- 3号認定（0歳） ○3号認定（1・2歳）

個別施策4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、産休・育休明け入所予約により安心して育児休業を取得できるようにし、職場復帰への不安を解消します。

<主な事業・関連事業>

- 産休・育休明け入所予約制度 ○保育コーディネーター事業【新規】
- 保育士資格保有者の活用

個別施策5 認定こども園の整備促進

多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

<主な事業>

○認定こども園整備促進

基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上

■ 施策推進の背景と課題

- 幼児期の教育の重要性を鑑み、幼稚園教育要領と保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が図られています。
- 本市では平成29年4月に「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、家庭、地域社会、教育・保育施設及び市の共通認識・共通目標のもと、連携した施策推進に取り組んでいます。
- 小学校と近隣の幼稚園、保育所及び認定こども園の間で、目指す子ども像を共有しながら「接続期カリキュラム」を作成し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組んでいます。
- 全国各地での保育所等における事故等を受け、教育・保育施設における安全・安心の確保が求められています。一方で、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けた取組に力を入れていく必要があります。
- 第二期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる基本指針では、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や、海外から帰国した幼児や外国人幼児など外国につながる幼児への支援・配慮が盛り込まれており、本市においても専門性の高いきめ細かな支援体制の充実を図っていく必要があります。

個別施策6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。

また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。

<主な事業>

- 幼保小連携会議
- こども広場運営
- 地域子育て支援センター運営
- おひさま広場運営

個別施策7 職員配置の充実

子どもの年齢に応じたきめ細かな教育・保育と子どもの安全・安心の確保が可能な職員配置の改善に努めるとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。

また、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援員等の養成を支援します。

<主な事業>

- 教育・保育施設等の職員配置の充実
- 子育て支援員の育成・確保
- 保育士資格保有者の活用

個別施策8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。

また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

<主な事業>

○職員研修の促進 ○園の自己評価の促進 ○職員の処遇改善

基本施策⑤ 障害児支援の充実

■ 施策推進の背景と課題

- 障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、身近な地域での医療・療育の提供や保健、福祉及び教育分野の円滑な連携による成長・発達に応じた一貫した支援が求められます。
- 本市では、子どもに関わる各分野の関係者や関係機関が連携し、総合的な発達支援の推進に取り組んでいます。医療的ケアの必要な子どもを受け入れるため、公立保育所への看護師の加配配置や市立小・中学校への看護師資格を持つ特別支援教育支援員の配置をしており、安定した看護師の人材確保を図っていく必要があります。
- また、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携及び特別支援教育の充実に図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。
- 障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するため、障害者権利条約の理念を踏まえ、また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められています。

個別施策9 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実に図ります。

<主な事業・関連事業>

- 発達支援あんしんネットワーク事業
- 障害者相談支援センター
- 障害児相談支援・計画相談支援
- 長野市障害ふくしネットこども部会
- 乳幼児健康診査

個別施策10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。

障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。

<主な事業>

- 障害児保育事業
- 教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）

- 障害児通所支援 ○障害児自立サポート事業 ○心身障害児交流保育事業
- 障害児親子交流体験

個別施策 11 特別支援教育の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。

また、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

＜主な事業＞

- 長野市教育センター研修講座の開催 ○特別支援教育支援員の配置
- 特別支援教育巡回相談員 ○幼保小連絡会議、小中連絡会 ○教育支援委員会

個別施策 12 障害等に対する理解促進

子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。

また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。

障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく共生社会を実現するため、学校、企業、地域など様々な場面で「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を強化します。

＜主な事業＞

- 障害理解の学習会の開催 ○障害理解に関するリーフレット作成 ○障害者週間事業

基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

■ 施策推進の背景と課題

- 妊娠期からの切れ目のない支援において、特に3歳未満までの子どもを持つ家庭へのきめ細かな支援により、子育てにおける不安・負担感の解消や虐待防止につながります。
- 母親の就業率の上昇に伴い、小学校入学後の子どもの居場所の確保が課題となっています。本市では留守家庭児童に加え、希望する児童を預かる「放課後子ども総合プラン」を推進しており、生活の場として、また様々な体験・交流の場としてさらなる充実を図っていく必要があります。
- ニーズ調査では、子育ての悩みとして、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」の割合が最も高くなっており、子育てにかかる経済的支援の充実が求められています。

個別施策13 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実

子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援に向けて、はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）などの母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、こども広場に「子育てコンシェルジュ」を配置し、地域や関係機関との連携を図りつつ、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。

<主な事業・関連事業>

- 妊産婦・乳幼児健康相談 ○こども相談室 ○子育てコンシェルジュ【新規】
- 乳幼児健康診査 ○乳幼児健康教室等 ○妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）
- はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

個別施策14 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）」のほか、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

<主な事業・関連事業>

- 利用者支援事業 ○放課後子ども総合プラン ○ショートステイ・トワイライトステイ
- 養育支援訪問事業 ○妊婦健康診査

- はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場
- ファミリー・サポート・センター ○延長保育事業 ○一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業

個別施策 15 経済的支援の充実

20代や30代の若い世帯が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由になっています。

理想の子ども数を持てる社会の実現に向けて、幼児教育・保育の無償化や第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるための保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

<主な事業>

- 幼児教育・保育の無償化【新規】 ○多子世帯の保育料軽減 ○福祉医療費給付事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

基本施策⑦ 社会的な支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

■ 施策推進の背景と課題

- ひとり親家庭を取り巻く環境は、収入や就労などで依然として厳しい状況にあることから、子育て支援に加え、生活支援や就労支援、こころの健康など総合的な支援が必要です。
- 本市では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活相談や自立に向けた支援を行っていますが、安定的な就労に向けた支援を推進するため、引き続きハローワークなど関係機関と連携した取組の強化が求められています。
- 全国的に子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあります。長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査からも、貧困が子どもの生活習慣、健康面などに影響を与えていることが明らかになっています。
- 経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援につながりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

個別施策 16 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

<主な事業>

- 母子・父子自立支援員の設置
- ひとり親家庭相談・交流事業【新規】
- 保育所利用への配慮
- 高等職業訓練促進費給付金事業
- トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭児童への通学費の支援

個別施策 17 子どもの貧困対策の推進

子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、「信州こどもカフェ」（こども食堂）への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に努めます。

さらに、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

<主な事業・関連事業>

- ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業【新規】
- スクールソーシャルワーカー活用【新規】
- 保育所利用への配慮
- 高等職業訓練促進費給付金事業
- トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業

基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実

■ 施策推進の背景と課題

- 児童に係る相談件数が増加していると同時に、児童虐待に伴う個別に支援を要する家庭も多い状況となっており、児童虐待の通告等に対応する一方で、様々な事情を抱える家庭に対して、しっかりとした支援を図る必要があります。
- 児童虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、虐待の兆候をいかに早く掴み未然防止につなげていくかが重要であり、関係機関や地域などと連携した社会全体での取組が求められます。
- 本市では、長野県中央児童相談所など29の関係機関・団体からなる長野市要保護児童対策協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する家庭や児童に対して関係機関や庁内関係部局等が連携した取組を行う必要があります。
- 今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援と、常に市民に密着したきめ細かな対応を行い、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応など子どもの命を守る取組の強化を図っていく必要があります。

個別施策 18 関係機関との連携及び相談体制の強化

住民に身近な場所において継続した支援や相談等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。

また、長野県中央児童相談所をはじめとした、関係機関との連携を更に強化するとともに、長野市要保護児童対策協議会の機能の充実を図ります。

<主な事業>

- 長野市要保護児童対策協議会運営
- 児童虐待に対する専門性の向上

個別施策 19 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、子ども家庭総合支援拠点に資格を有する専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども相談室と一体的な対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。

また、こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。

<主な事業・関連事業>

- 産後ケア事業【新規】
- 親子関係スキルアップ事業【新規】
- 産婦健康診査【新規】
- はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- こども相談室
- 乳幼児健康診査
- ショートステイ・トワイライトステイ
- 養育支援訪問事業
- スクールソーシャルワーカー活用【新規】

○こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

個別施策 20 地域や社会的養護施策との連携

市民や関係機関等に対し出前講座等により、児童虐待防止や通告・通報等の周知を積極的に図るとともに、民間団体等の取組と連携するなど社会全体で子どもを守る取組を進めます。

また、児童養護施設との連携や母子生活支援施設の活用等により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

さらに、里親制度への理解を広げるため、長野県と連携・協力しながら、里親に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の開拓など里親支援を進めます。

<主な事業>

○地域や市民への働きかけ ○里親委託事業

基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進

■ 施策推進の背景と課題

○核家族化や地域のつながりの希薄化などの影響により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。ニーズ調査の結果からは、「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との問いに、「いずれもない」と回答した保護者がおよそ1割いる状況で、転勤等により近隣に親族や知人がいない子育て家庭もみられることから、地域の中に居場所や情報交換の場を確保することが求められています。

○子育て家庭の受け皿となる子育てサークルを対象にした調査では、構成員の確保や活動周知が困難であるとの意見が聞かれることから、子育てサークルを維持していくための周知や活動支援を行い、子育て家庭を支える環境づくりを推進していくことが必要です。

個別施策 21 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

<主な事業>

- こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場
- 保育所地域活動事業 ○子育て情報の発信
- 子育てサークル維持のための周知支援 ○転入者子育て交流会【新規】

個別施策 22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや児童育成地域組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

<主な事業・関連事業>

- ファミリー・サポート・センター ○地域活動団体に対する活動支援
- 長野市子育てサークル活動支援 ○児童育成地域組織に対する活動支援
- ながの子育て家庭優待パスポート事業 ○乳幼児とふれあう機会の提供
- 放課後子ども総合プラン

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進

■ 施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向が高まり、保育ニーズが拡大しています。本市においても特に30歳代女性の労働力が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになってきています。
- 令和元年5月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正され、行動計画策定・情報公表義務の対象企業が拡大されました。また、働き方改革が進められており、就労者の意識改革と併せて、事業主の雇用環境の改善が求められています。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得しなかった母親のおよそ16%は「職場に育児休業の制度がなかった」、14%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。また、取得しなかった父親のおよそ3割が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。仕事と子育ての両立が可能な職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。
- 多様な働き方が選択できる雇用環境の整備を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図っていく必要があります。また、企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスに関わる制度等についての情報を提供するとともに、男女共に働きやすい環境づくりに取り組む企業の優良事例を周知するなど、社会全体が子育てに対する理解を深めていくことが必要です。

個別施策 23 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細やかな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。

<主な事業・関連事業>

- 延長保育事業 ○夜間保育事業 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業
- 放課後子ども総合プラン

個別施策 24 働き方の見直しの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や保護者、市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

また、事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。

<主な事業・関連事業>

- 経済団体等との連携による事業主への意識啓発 ○子育て雇用安定奨励金交付事業
- 仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度
- 男女共同参画優良事業者表彰【新規】 ○トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業

4 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込み（利用に関するニーズ量）と、確保方策（量の見込みに対応する確保の内容と、その実施時期）を定めています。

（1）教育・保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）					
量の見込み（a）	3,199	3,254	3,187	3,070	2,959
1号認定	2,302	2,348	2,308	2,221	2,138
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	897	906	879	849	821
確保の内容（b）	5,162	5,162	5,162	5,162	5,162
特定教育・保育施設	1,302	1,302	1,302	1,302	1,302
確認を受けない幼稚園	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860
過不足（b－a）	1,963	1,908	1,975	2,092	2,203
2号認定（保育利用）					
量の見込み（a）	5,487	5,619	5,560	5,357	5,154
確保の内容（b）	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092
過不足（b－a）	605	473	532	735	938
3号認定（0歳）					
量の見込み（a）	526	557	585	611	633
確保の内容（b）	654	654	654	654	654
過不足（b－a）	128	97	69	43	21
3号認定（1・2歳）					
量の見込み（a）	2,635	2,581	2,518	2,543	2,558
確保の内容（b）	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638
過不足（b－a）	3	57	120	95	80

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業					
【基本型】					
量の見込み (a)	2	2	2	2	2
確保の内容 (b)	2	2	2	2	2
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
【母子保健型】					
量の見込み (a)	7	7	7	7	7
確保の内容 (b)	7	7	7	7	7
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
延長保育事業					
量の見込み (a)	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
確保の内容 (b)	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
放課後子ども総合プラン					
量の見込み (a)	8,921	8,954	8,998	8,950	8,910
(留守家庭児童)	8,489	8,524	8,560	8,514	8,481
(希望児童)	432	430	438	436	429
確保の内容 (b)	12,716	12,835	12,872	12,872	12,872
過不足 (b-a)	3,795	3,881	3,874	3,922	3,962
ショートステイ・ワイルドステイ					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	366	365	365	365	366
過不足 (b-a)	366	365	365	365	366
はじめまして赤ちゃん事業					
量の見込み	2,703	2,652	2,601	2,543	2,483
確保の内容	保健所・保健センター保健師による訪問 訪問委託保健師・助産師による訪問				
養育支援訪問事業					
量の見込み (a)	356	350	343	335	327
確保の内容 (b)	356	350	343	335	327
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場					
量の見込み (a)	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
確保の内容 (b)	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

一時預かり事業					
【幼稚園等に在園する園児】					
量の見込み (a)	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
確保の内容 (b)	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
【一般型・余裕活用型・訪問型】					
量の見込み (a)	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
確保の内容 (b)	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業					
量の見込み (a)	1,963	1,947	1,896	1,840	1,783
確保の内容 (b)	2,190	2,181	2,190	2,190	2,187
過不足 (b-a)	227	234	294	350	404
ファミリー・サポート・センター					
量の見込み (a)	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
確保の内容 (b)	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
妊婦健康診査					
量の見込み	2,854	2,800	2,746	2,685	2,622
確保の内容	県内全ての医療機関で実施 県外医療機関については申請により償還払い				